

議会のここが知りたい！

議会の仕事ってなんだろう？

議会はってどうなってるの？



地方自治法の一部を改正する法律の公布及び施行に伴い、地方公共団体の議会及び長による適切な権限の行使を確保するとともに、住民自治の更なる充実を図るため、議会の招集及び会期、議会と長の関係、直接請求制度等について必要な改正が行われました。

改正点について二回にわたり解説します。



本会議の様子

地方議会の会期

地方公共団体の議会について、条例により、定例会・臨時会の区分を設けず、通年の会期とすることができることになりました。

- ① 通年の会期とは、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とするもの。
- ② 通年の会期を選択した場合、議会は会議を開く定例日を条例で定める。
- ③ 長等の議場への出席義務については、定例日又は議案の審議に限定する。

臨時会の招集権

- ④ 長等の議場へ出席できない正当な理由がある場合に、議長に届け出たときは出席義務が免除されることとする（定例会、臨時会においても同様）。
- ⑤ 長等の議場への出席を求めるに当たっては、執行機関の事務に支障を及ぼさないよう配慮することとする。

議長等の臨時会の招集請求に対して議長が招集請求のあった日から二十日以内に招集しないときは、議長が臨時会招集することができるとする。

議会運営

委員会に関する規定を簡素化し、委員の選任方法、在任期間等について法律で定めていた事項（例…常任委員は会期の始めに議会で選任）を条例に委任する。

本会議においても、公聴会の開催、参考人の招致をすることができるとする。

議会の調査権

議会が調査を行うため選挙人その

政務活動費

- ① 政務調査費の名称を「政務活動費」に、交付目的を「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとする。
- ② 議長は、政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めることとする。



議会運営委員会の様子